

# 地域包括支援センターだより



今月のテーマは「特殊詐欺・権利擁護」です。  
特殊詐欺の手口は年々巧妙になっています。  
「自分はだまされない」が最も危険！です。



## オレオレ詐欺

電話番号が  
変わった

会社のお金を  
使い込んだ

⇒子供や孫を名乗っても、  
自分が知っている番号に  
かけ直しましょう。

## 預貯金詐欺 キャッシュカード詐欺盗

キャッシュカード  
を預かる

口座が犯罪に  
使われている

⇒警官や銀行員がカードを  
取りに来たり暗証番号を聞  
いたりすることは絶対にあり  
ません！

## 還付金詐欺

給付金がある  
のでATMに  
行って

医療費や保険料  
が戻ってくる



## 架空料金請求詐欺

未納料金がある  
電子マネーで  
支払って

裁判になる

⇒身に覚えのないメールや  
はがきは無視！

⇒ATMでお金が戻ってくることは  
ありません。  
自治体、医療機関が電話で口座  
番号を聞くこともありません。

～被害にあわないために～

- ①在宅時も留守番電話にしておきましょう  
(犯人と話をしない)
- ②もしも変だなと思ったら一人で悩まずに  
家族や近所の人、警察に相談しましょう  
松本警察署 25-0110  
松本市消費生活センター 36-8832



## 高齢者を詐欺被害から守るために



高齢化が進み、高齢者の単身世帯も多くなっています。悪質商法の手口も多種多様で、情報の少ない高齢者が狙われています。地域の皆さんの日ごろからの何気ない挨拶や声かけ、見守りが詐欺防止につながります。

### 気づきのポイント

- ・見慣れない人が出入りしている
- ・見かけない車が頻繁に止まっている
- ・宅配業者がよく来るようになった
- ・元気がない
- ・急にリフォームを始めた
- ・急にもうけ話をするようになった



認知症、判断能力が低下している方には、公的な仕組みとして「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」があります。

### 成年後見制度

認知症や精神障害、知的障害などにより、判断能力が十分でないために、自分に不利益な契約であっても判断できずに契約してしまい、悪徳商法の被害に遭う可能性があります。このような判断能力の不十分な方々を法律的に保護し、支援する制度です。

### 日常生活自立支援事業

認知症や精神障害、知的障害などのため日常生活上の判断に不安がある方を対象に、福祉サービス等の利用手続きや金銭管理などの支援を契約の上、行います。

### 新型コロナウイルス ワンポイント情報

もしも発熱等の症状が出たときは・・・

まずは、電話でかかりつけ医等、身近な医療機関に相談してください。

土日祝日、夜間など、相談先に迷った場合は

「受診・相談センター」(松本保健福祉事務所 ☎40-1939 24時間受付)へ電話で相談をしてください。

### 「認知症思いやり相談会」のお知らせ

認知症専門医による相談会です

【日時】 令和3年3月12日(金)午後1:30～4:30

(※要予約 定員になり次第締め切ります)

【場所】 松本市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課相談室

【予約・お問い合わせ】

高齢福祉課介護予防担当 ☎34-3237

またはお近くの地域包括支援センターまで

松本市 高齢福祉課 介護予防担当

電話34-3237 Fax34-3026

またはお近くの地域包括支援センターへ